

報告書概要

氏 名 谷 脇 健 治

所属専攻 社 会 と 経 済

アダム・スミスの経済思想について

.....「道徳情操論」「諸国民の富」にみるアダム・スミス.....

経済は、分業と競争によって発展し、その競争は、自由に委ねれば、「見えない手」によって良い結果が生ずるとした、アダム・スミスの教えは、市場経済への信頼と発展の結果となって現在も生き続けている。

スミスは、その著「諸国民の富」中で、経済成長の基礎を「分業」に求め、「利己心」によって行動する「経済人」としての立場を強調し、一方、「道徳情操論」の中では、「同感」に道徳性の根拠を見だし、「利他心」に行動の原理を求める「道徳人」の立場を主張している。

この両者の関係、「利己心と利他心」「経済人と道徳人」の関係はどのようなになっているのであろうか。矛盾なのか調和なのか。

更に、彼の思想の中から一般的に中核とされている「分業論」、経済政策としての「自由貿易主義の主張」、財政政策としての「租税論」等について思索を進め、アダム・スミスの経済思想をほりさげてみた。

目 次

	頁
序	1
1 アダム・スミスの著作について	2
2 同感の原理について	3
3 公平な観察者について	6
4 分 業 論	8
5 経済政策――自由主義貿易論	1 3
6 財政政策――租 税 論	1 9

7 アダム・スミス問題..... 2 5

結 び 2 7

引用文献一覧

参考文献一覧

あとがき

序

経済は、分業と競争によって発展し、その競争は、自由に委ねれば、「見えざる手によって」良い結果が生ずるとした、アダム・スミスの教えは、市場経済への信頼と発展の結果となって現在も生き続けている。

スミスはその著『諸国民の富』（An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth Nations）のなかで、経済成長の基礎を「分業」に求め、対外的には自由貿易を唱え、利己心によって行動する「経済人」としての立場を強調している。

一方、『道徳情操論』（The theory of Moral Sentiments）の中では、感情を道徳の基礎とする立場で、「同感」（sympathy）に道徳性の根拠を見出だし、利他心に行動の原理を求める「道徳人」の立場を主張している。

「経済人」と「道徳人」の関係について、「利己心」と「利他心」の関係について、矛盾ではなく調和であるといわれているが、果たしてそうであろうか。この問題を中心として、偉大なるスミスの経済思想を見て行くこととしたい。

勿論のこと、スミスの思想・学説を理解するためには、スミスの生きた社会の立体的構造や歴史的発展段階との関連において、その思想のイデオロギー的性格をつきとめる必要があり、スミスについていえば、経済史や政治史や思想史などを含めたヨーロッパ近代史の全体像をえがき得てはじめて、その中にスミス像を正しく位置づけることができる。

（注1）のではあるが、これは一学生にとってはほぼ不可能に近いことでもある。

そこで、ここではスミスの著作である、『道徳情操論』並びに『諸国民の富』についてその概略を眺め、その後、いわゆる『アダム・スミス

問題』といわれている、経済人と道徳人との関係「利己心と利他心」について論を進めていくために、彼の生きた時代の思想、重農主義、重商主義、さらに彼が属していたとされる古典学派の思想との関連において『道徳情操論』と『諸国民の富』の中に述べられている彼の思想の中から、一般的にその中核とされている「分業論」、経済政策としての「自由貿易主義の主張」、財政政策としての「租税論」について、思索を進めていくこととしたい。

1 アダム・スミスの著作について

アメリカの「独立宣言」が発せられたと同じ年、1776年イギリスにおいて、アダム・スミスのあの有名な『諸国民の富』（諸国民の富の本質と原因に関する研究 An Inquiry into Nature and Causes of The Wealth of Nations）が出版された。これは、ジョン・ロック（Locke John 1632-1704）が政治と宗教との領域で要求し主張した自由の立場を経済の領域にまで徹底させようとしたものであり、その限りにおいては啓蒙的人間の完成を意味するものであると同時に、そこにはすでに開始していた産業革命に伴う新しい社会的現実に対する認識が窺える一大著作であるともいわれている。

スミスは、スコットランドの生まれであり、1737年グラスゴー大学に入学し、そこでハチスンの倫理学講義を聞いている。その後オックスフォード大学で学び、1752年から母校グラスゴー大学で道徳哲学の教授となり、1759年『道徳情操論』（The theory of Moral Sentiments）を記している。

この著作の中でスミスは、ロックからシャフツベリ（Earl of Shaftesbury (1671-1713)）を通りハチスンに受け継がれた、感情を道徳

の基礎とする立場に立ち、「同感」(sympathy)に道徳性の根拠を見出だしている。さらに、その親交はとみに有名であった、社会的有用性に技巧的なモラルを求めるヒューム(David Hume (1711-76))の立場から直接の影響を受けて、「快楽」(pleasure)と「苦痛」(pains)とに自然的なモラルの基準を求めている。この『道徳情操論』は、グラスゴー大学における彼の講義の一部「倫理学」に相当するものであり、彼の全思想の体系の序列から言っても、明らかに『諸国民の富』の前編であり、思想的基礎であるといわれている。(注2)

2 同感の原理について

アダム・スミスは「道徳情操論」において、人間とはなんであるか、人間のうちに道徳的な人間とそうでない人間があるならば、それは何によるのかという問題を立てて、これに答えようとしている。(注3)

たとえば、本書の副題に「人々がまずもってその隣人の行為と性格に関して、ついで自分自身の行為と性格に関して自然に判断を下す場合における諸原理の分析を目的とする一試論」An Essay towards an Analysis of the principles by which Men naturally judge concerning the Conduct and Character first of their Neighbours and afterwards of themselves. To which is added a Dissertation on the Origin of Languages とあるように、本書の目的が、倫理的価値判断の成立に対する根本的意義を明らかにしようとしたものであることを、はっきりといい表わしている。(注4) その諸原理の分析の方法として、道徳的判断の是認・否認について、「同感の原理」、「公平な観察者」という概念で論述を展開している。

以下その内容についてみていくこととしたい。

スミスは、「人間というものは、どんなに利己的であっても、その性質の中には、他人の運命に気を配って、それらの人達の幸福が自分自身にとってなくてはならないもののように感じさせる何らかの原理が存在する事は明らかである」（注5）として、人間には利己心があり、人間はそれによって幸福を求めるが、その利己のためには他人の存在、他人の幸福が必要なのであるといている。

その証拠に、何人も他人の困苦を見るならばこれに対して憐れみを感じず、これが人間の間たる感情であって、この感情は人間に本源的なものである。特別に温情な人でなくてはそんな感情はないというものではない。人間は利己的ではあるが孤立的ではない、そこで人間は他人の運命に関心を持っている、その関心が同感 (fellow feeling) と、同情 (sympathy) である。

それが道徳の実体である。ただそういう道徳が社会の道徳として通用しそれが実際にひろく行われるためには一定の人間の条件と一定の社会的条件が必要となる。

たとえば人々が相互にその生産物を交易する場合は、だれでも勤勉で儉約で、質素で、注意深くそれをやる。そういう社会では、自然高い道徳が行われうる。（注6）として、人間の同感と同情がどのようにして発達するかを説いた。

では、「同感」とはどの様なことであろうかまたその役割はどの様なものであろうか。

スミスによれば「ある人間のもつ能力はすべてその人間が他の人間における同様の能力を判断する場合の尺度である」（注7）こととなる。

人間は、他人の視覚を自分自身の視覚によって判断し、他人の聴覚を自分自身の聴覚によって判断し、他人の理性を自分の理性によって判断し、他人の報復感を自分自身の報復感によって、また他人の愛情を自分

自身の愛情によって判断する以外にいかなる方法も持つことは出来ない。

したがって、われわれがだれかの行為を判断する場合には、その行為の動因となった感情や、その行為の結果もたらされた感情を自ら感じ取ることによって、そのような機能をつうじて行為者や被行為者の身体に移入し行為を追体験することによって、同感はなされるといい。

このことを、「われわれは、他人がどんなに感ずるかを直接経験するわけにはゆかないから、他人が受ける感動の受け方に関しては、自分がその人間と同じ立場に置かれた時におそらく感ずるにちがいないことを思い浮かべて見るのでなければ、はっきりした知識を持つことができない。……想像のはたらきによって、われわれは自分自身を他人の立場に置き換え、……他人の身体に移入して、ある程度までその人間と同じ人格になって、その上でその人間の感じに関する何等かの知識をえ、程度こそ幾分弱い、その人間の感じた感覚とまったく異なっているとも思えないある種の感覚をすら感ずるようになる。……われわれが他人の不幸に対して感ずる同類感情 (fellow feeling) の根源はここにある」という言葉で表現している。(注8)

では「同感」の役割はなんであろうか。それは、道徳的判断、すなわち是認と否認の起源と性質を説明することであり、また、同感によって利己的行為が是認されるのである。

3 公平な観察者について

今までのところは、他の人々の情操ならびに行為にたいするわれわれ自身の下す道徳的判断について、スミスの理論をみてきたところであるが、では、われわれ自身の情操や行為に対してはどうであろうか、道徳

的判断についてはどうなるのであろうか。

スミスはこのことについて、「われわれが自分自身の行為を自然に是認したりあるいは否認したりする場合に採用する原理は、われわれが他の人々の行為に関して同様の判断を働かせる場合に用いる原理とまったく同一であるように思われる。...われわれが自分の立場を他人の立場に置き換えて、他人の眼を持ってまた他人の立場から自分の行為を眺めるとき、...自分自身の自然の立場からはなれて、...相当の距離をへだてて眺めようと努力るのでなければ...いかなる判断も下しえない」（注9）とし、われわれ自身に想像上の観察者となるべきことを説き、さらに「われわれは、すべての公平無私なる見物人がわれわれ自身の行為を検討するにちがいないと想像せられるような方法でもって、自分自身の行為を検討すべく努力しなければならない。.....われわれはこの想像上の公平なる裁判官の是認に同情することによって、自分自身の行為を是認する。」（注10）と続け、ここに自己是認と自己否認の原理にかかる公平なる観察者の概念が顔を見せることになる。

道徳的判断において最も難しい問題は、利害や言動が対立した場合、どちらが正しいかの判断を下さなければならないときで「道徳情操論」の課題は、この判断の方法を見つけ出す事にあつたといえる。

すなわち、スミスにあっては、ある行為の是認は個人の主観から導き出されるものでなく、個人性の限界をのりこえていく能力をつうじてなされ、またそのことによって行為者の行為も社会性をかちうることになる。

晩年のヒュームが徳の判断をそれが社会全体にとって有用か否かという個人の主観的判断にゆだねたのに対して、スミスが効用性を道徳的判断の基準として認めなかったのも、それを社会の問題であるとし、歴史的・社会的客観性の保証されうるようにとらえようとしたところにある

といえる。

ある行為が社会にとって効用性があるか否かということは、個人の主観的経験によってしか判断され得ないのに対して、スミスは徳の判断に置くそのような個人の主観性をこえた歴史的・社会的客観性の保証される途を個人性の限界をのりこえていく能力としての同感の原理にもとめた。感覚的機能を通じて、「自然」に人間行為を判断しうる能力があると考えたのである。

ベンサムに先立つ、ヒュームの功利主義的傾向を、全体のための効用という観点のほかに、同感原理において、他人の言動を他人の立場に移入してしっかりと観察しなければ公平ではない、他人に同調ばかり強いいてはならないし、ときとしては反感の担い手にもならなくては公平のバランスが崩れてしまう、いわゆる同感の原理においてお互いの利己心を共感しあうという一面化に陥りかねないという点に対してであったといわれている。（注11）そのようなことのないよう「公平な観察者」という概念で説明をしているのである。

しかしながら現実の人間関係や社会関係は無数の縦糸や横糸で織り成されており、複雑微妙な現実を、一片の法律や説教で解きほぐしうるものではないというのが、スミスの同感論の視点のひとつでもあり、それが『国富論』へと成長する萌芽ともなったと言われている。（注12）

4 分業論

『諸国民の富』（諸国民の富の本質と原因に関する研究）は、アメリカの「独立宣言」の発せられた年1776年に、アダム・スミスによって著述された一大著作であり、経済学という科学を始めて体系化した、社会科学の古典であるといわれている。

これによって、スミス以前の経済思想はもはや歴史的な意義しか持た

ぬものになってしまい、また彼以後のすべての経済学にとってはこの本がいまでもその出発点となっているといわれている。

『諸国民の富』は次のような言葉で書き始められている。「あらゆる国民の年々の労働は、その国民が年々に消費するいっさいの生活必需品及び便益品を本源的に供給する資源 (fund) であって、この必需品およびこの便益品は、つねにその労働の直接の生産物か、またはその生産物で他の諸国民から購買されたものかのいずれかである。」(注13)

ここで、スミスは「労働」こそが富の源泉であるといっている。

それまでの主張、重商主義者によれば、富を主として金・銀だと考えそれらは貿易の差額によって得られるとしていた。

例えばその代表者として最も有名な、トーマス・マン (Thomas Man 1571-1641) は、その著「財宝論」で間接的にはあるが東インド貿易を弁護しながら、イギリスの財宝 (treasure) を金銀とし富の主要形態となし、貿易と商業によらないで財宝を獲得する方法はない。という彼の思想の基本をのべている。(注14)

彼の主張は、イギリスの財宝・富を増大させるためには、外国から買う以上に外国に売らなければならない、輸出と輸入のバランスを輸出超過にすることにより、貿易差額を得ることによって自国の富を増加させ得るとした。

一方、重農主義者 フランソワ・ケネー (Francois Quesnay 1694-1774) は、富を構成するのは国家が蓄積する金銀の量ではなく、「本源的な富」は農業の富であると主張し、このような富こそが「王国のすべての他の職業に活動力を与え、商業を繁栄させ、人口に恵を与え、工業を活気づけ、国家の繁栄を支える」と説き、土地こそが富の源泉と考え、農業労働のみが純正産物を生むと考えた。

では、アダム・スミスが生きた時代のイングランドにおける最も重要

な問題経済・政治上の問題とされていた、「富とは何であろうか。また国家はどのようにしてそれを獲得するのでであろうか」ということについて論を進めよう。

スミスにおいて、富とは、使用価値ではなく個人や国家が保有している交換価値の総和であり、また分業こそ富の蓄積を増大させる主たる手段であるとし、『諸国民の富』第一編第一章で、ピン製造の例を挙げ、「ピン製造業者の職業を例にとってみるならば...一職人は、最大限に精だしても、おそらく一日にちに1本のピンさえつくることさえまですできないであろうし、20本をつくることなどはもちろんできないであろう...」（注15）ところが、1本のピンをつくる工程を18の別の作業に分割して行えば、10人の職人で、1日に約12ポンド（1ポンドは約4000本以上）のピンを製造できるとして、分業と・特別な機械類の使用を世の中の一般的な実状に即して説く彼独特の叙述方法で基本的な考えを明瞭に示し、「その効果は、すべての職業において同様であり、仕事の分割についてもまたそうである。」（注16）として、作業の分割と機械の使用が人々の生活に及ぼす影響の大きい事を説明し、分業こそが富を増大する最大の原因であるとしている。

一方、この分業を行うことができるのは、国家の英知だけであるといいつつ、そのもたらす弊害についても、第5編では、戦争がいっそう複雑なものになるにつれ、その技術を完全なものにするためには分業が必要になる。と述べた後、経費の膨大化という面でその固定化等の弊害についても考察を及ぼしている。

スミスはその発生の原理を説いて「これほど多くの利益がひきだされる分業というものは、もともとそれがひきおこす一般的な富裕を予見したり、意図したりする人間の英知の所産ではけっしてない。それは、...人間の本性の中にある一定の性向、つまりあるものを他のものと取引

し、交易し、交換するという性向の……必然的な帰結なのである。」

(注17)として、分業は、人間の天賦の性向である交換本能によって生じるものであって、この性向は人間だけに共通なものだとし、二匹のグレイハウンドが同じ兎を追い詰めているときの共同作業のような動作の例を挙げて犬と人間との違いを説明している。

このように交易し、購買し交換しあうという性向が、「利己心」に刺激される時その社会には、おのずと分業が成立し・発達するというのが彼の見解である。

しかし、これらの分業は、交換力の大きさ、市場の広さによって制限されざるを得ないとし、さらに、分業の確立が交換手段として、人々が自然にまもる法則としての貨幣の発生と使用につながるとし、貨幣の交換価値の論述につづく。

すなわち、経済の成長は分業に依存し、「分業の度合いは市場の広さに依存」するところとなるから、経済の成長を持続させるためにはたえず市場が拡大して行かねばならない必要に迫られるところとなる。ここにスミスが自由貿易を支持した大きな理由をみることができる。

なお、この分業に対しては、社会主義者である、マルクスが、労働の疎外構造として、機械と分業が賃金労働者からすべての個性を奪い単純で決まりきった単調な仕事だけを残したとし、この結果、労働者は巨大な生産システムの中の取るに足らない歯車になり下がってしまったと批判し、そして労働者の賃金は自分たちを種族として保存するのがやっとというぎりぎりの最低水準に抑えられると指摘している。(注18)

では交換価値とは、それはまたどのような尺度によってはかられるのであろうか。スミスは言う、分業が徹底して行われると、一人の人間が自分自身の労働で充足しうるところは、これらのうちのごく小さい一部分にすぎないそれゆえ、労働はいっさいの商品の交換価値の実質的尺度

なのであると。

トマス・ホブズ (Thomas Hobbes 1588-1679) が「リヴァイアサン」の中で述べている、富裕とむすびついた富もまた力である、という事にたいして、「富は力 (power) である。けれども... しかも直接にかれにもたらす力は、購買力、すなわち、そのときその市場にあるいっさいの労働またはいっさいの労働生産物に対する一定の支配である」(注19) しかし、労働を測ることは困難であるから、貨幣はしばしば価値を評価するために用いられる。しかしながら、金銀の価値は変動するのに対して等しい労働は労働者にとってつねに等しい犠牲を意味するから「労働はいっさいの商品の実質価格であるが貨幣はその名目価格であるにすぎない。」(注20) とし、さらに、労働の価格は、他のいっさいのものと同様に変動することを説明し、労働は実質価格と名目価格を持つとの論述につらなる。

貨幣で保存されていたイングランドの地代が1588年以降 4 分の 1 に下落したこと・スコットランドやフランスの地代がほとんど無価値になったことの例示を説明し、穀物地代は貨幣地代よりも安定的ではあるが、年々の変動から影響を受けることがはるかに大いであり、「それゆえ、労働は唯一の普遍的な尺度であると同時に、唯一の正確な尺度であるということ、..... 明白であるように思われる。」(注21) と、労働価値論の有用性を述べている。

しかし、「文明社会では、その交換価値が労働だけから生じる商品は少数しかなく、地代と利潤とがはるか大部分の商品の交換価値に大々的に寄与するのであるから、その国々の労働の年々の生産物も、それを産出し、調整し、またその生産物を市場へもたらすのについやされた労働よりも、はるか多量の労働をつねに購買または支配するにたりるであろう。.....」(注22) とし、資本蓄積の根拠を支配労働説におく論述を展

開している。

こう述べた後、同業組合の排他的特権および、競争を制限する一切の法律が拡大された独占であるとし、ついで、完全な自由が行われているところでは、利益および不利益は平等化される傾向があるが、実際には極端な不平等が生じているとし、都会と農村とのあいだの自然的平等が同業組合とか特権階級に利益となる諸規約によって破壊されることを指摘し、実際には、農作業の労働が都市の職人の分業より勝っていることを具体的に述べて重商主義政策を批判している。

ここで、彼は、富とはなにか、その富を増やすにはどうすればよいかを従来の思想であった、重商主義、重農主義の立場を批判しながら、分業の重要性を労働の生産力とむすびつけ、生産物の交換という行為から説明し、市場の拡大と分業論とに論を及ぼしている。

5 経済政策……自由主義貿易論

スミスは、「諸国民の富」第4編において、重商主義の主要政策である保護関税、戻税制度、輸出奨励金制度、通商条約政策等の弊害を歴史的事実によって指摘し、彼自身の言葉による、商業の体系 (system of commerce) と、農業の体系 (system of agriculture) いわゆる重商主義と重農主義というスミス以前の経済政策についての批判をし、自由主義こそが唯一の正しい政策であると述べている。

また、第4編の序論において、経済学 (political economy) は、2つの目的を立てているといい「その第一は、人民に豊富な収入または生活資料を提供することであり……第二は、国家すなわち共同社会に、公共の職務を遂行するのに十分な収入を供給することである。経済学は、人

民と主権者との双方を富すことを意図しているのである。」（注23）と述べている。

ではその第一の目的を達成するための政策について、自由主義貿易の主張の論拠について見ていくこととしたい。

（1） 重商主義政策について

スミスは、重商主義体系の原理として貨幣を富と同一視する考え方を批判し、タータル人が、富は羊や牛などの家畜からなると考えたことの方が真理に近いといい、「富が貨幣あるいは金銀に存するということは、貨幣の二重の機能、つまり商業の用具としてのそれと、価値の尺度としてのそれから、自然に生じてくる通俗的な見解である」（注24）としている。

またロックの考え方「貨幣は堅実な友であって...これらの金属を増殖することこそ、国民の経済学の大目的でなければならない」（注25）を批判して第4編第1章の論述を始めている。

富とは個々の市民の消費財であり、金銀は消費対象としては何の役にも立たないのだから貨幣を多量に貯蔵するのは愚策であり、消費財の生産財の購入かによる資本としての運用を行うべきだとして、貨幣を単なる流通手段として理解し、金銀もひとつの商品にすぎないとしている。

金銀の蓄積が、遠方での戦争を遂行するために必要だという考えに対しては、「艦隊や軍隊は、金銀ではなく、...その国内産業の年々の生産物から...対外戦争をもちこたえることができるのである。」（注26）から、その国の商品の生産力の問題として論じている。

大ブリテンでは、穀物の輸入に対して高率の税をかけたたり、外国毛織物の輸入禁止をしたりして、国内の産業に独占権を与えているが、「国内市場のこういう独占が、...この社会の一般産業を増進させたり、あ

るいはそれにもっとも有利な方向をあたえたりするのに役だつかどうかということになると、それほど明白ではなからう。」(注27)として国家による制限の不合理性を批判している。

あらゆる人は、自分の資本を最も有利な用途で運用しようとして努力している、「ところが、自分自身の利益を考究してゆくうちに、かれは自然に、否むしろ必然に、この社会にとってもっとも有利な用途を選好するようになるのである」(注28)といい、この関係を、あの有名な「見えない手(an invisible hand)」に導かれてという言葉で説明している。

曰く「われわれが自分たちの食事を期待するのは、肉屋や酒屋やパン屋の仁愛ではなくて、かれら自身の利益に対するかれらの顧慮に期待してのことなのである。われわれは、かれらの人類愛にではなく、かれらの自愛心に話しかけ、しかも、かれらにわれわれ自身の必要を語るのではけっしてなく、かれらの利益を語ってやるのである」(注29)、さらにこのあと、第4編でも次のようにいう、「通例かれは、公共の利益を促進しようとしてもいないし、自分がそれをどれだけ促進しつつあるのかを知ってもいない。外国産業の支持よりも国内産業のそれを選好することによって、かれは自分自身の安全だけを意図し、また……自分自身の利得だけを意図しているわけなのであるが、しかもかれは、このばあいでも、その他の多くのばあいと同じように、見えない手(an invisible hand)に導かれて、自分が全然意図してもみなかった目的を促進するようになるのである。」(注30)。逆に、公共の幸福のために商売をしているというふりをしている人々が幸福を増進させたことはない、と皮肉り、国家の干渉を不要としている。

つまり、スミスにとっては、個々人の利益の追求という経済的な動機

の追求から公共の利益が発生することになる。

この「見えない手」の比喩は、決して神が何時でも万事を操るというような、神学的な意味合いではなく、スミスは、個人的な利益と交換制度との相互作用を通じて、人々が経済活動において意図しない結果として、社会秩序というものが自然的に形成されるのを見ることができると、というひとつの比喩を語っているのである。

このようにスミスは、国家の干渉を不要としながらも、海運業のような、特定の産業が国防上必要な場合として、オランダとの関係を挙げ、国富増大にとって有利ではないが賢明な政策であることを説いている。

このことから判るように、スミスは、必ずしもいわゆる放任主義の自由貿易主義を唱えていたわけではない。それゆえ「貿易の自由は、ゆっくりと段階を追いながら、しかも十分慎重かつ周到に回復されるべきだ、ということであろう。」（注31）と、極めて現実的な見解を説いている。

ついで、輸出奨励のための、戻税、奨励金、通商条約についても、詳細に検討した後、にしん漁業・捕鯨の奨励金は、海軍を、常備軍と同じ仕方、しかもわずかな経費で維持できるという点と、国防という観点から是認しているが、穀物法については、穀物商人への国の干渉は、自由貿易の観点からも、分業の阻害という観点からも必要ないとしている。

通商条約については、1703年にイングランとポルトガルとの間に締結されたメイシュイン条約について「...あの近代的な政策のもっとも無意味な目的、つまり貿易差額が、ある特定の国々との関係においてわが国に有利であるように思われれば思われるほど、どうしても他の多くの国々との関係においてはますますわが国に不利であるように思われざるをえないのである」（注32）といい、自由貿易の見地から通商条約は無意味

であるといっている。

重商主義体系についての結論(1784年に追加された)において、「消費は、いっさいの生産の唯一の目標であり、目的なのであって、生産者の利益は、それが消費者の利益を促進するのに必要なかぎりにおいてのみ顧慮されるべきものである。この命題は完全に自明であって……ところが重商主義体系においては、消費者の利益はほとんど終始一貫して生産者のその犠牲にされているのであってこの体系は、消費ではなくて生産こそ、いっさいの工業や商業の窮極の目標であり対象である、考えているように思われるのである」(注33)として、彼の、自然法的歴史観に反する政策、消費者を犠牲にして生産者の利益を追求する重商主義的政策を批判し、自由主義貿易を主張したのである。

しかし、スミスが自由貿易を説くとき「あらゆる私人の家族の行動において分別があるということが、一大王国のそれにおいておろかだということはほとんどありえない」(注34)というように、自由貿易の利益を、個々人の分業という制度によって生ずる交換の利益と比較し、自由貿易は、各国が有利な立場に立つような種類の生産物を低価格で交換することによって、利益をあげることを説くのである。

一国が自分の国内用に、総ての商品を生産するより、自由貿易の下で安い商品を輸入したほうが、良策であるということいわば、自由貿易に対して条件を付けているのである。

国際社会における自由貿易の主張も、次項で述べる、国内政策に置ける政府の役割のように制約をうけるのであり、スミスがいわゆる、無制限な自由放任を説いていないことを知るところである。

(2) 重農主義について

重農主義には長い説明を要しないだろうとして、彼が知る限りにおい

て、フランスの博学で創意に富んだ人々の思索の中にあつたこの政策について、「この体系は、きわめて不完全であるにもかかわらず、経済学の問題についてこれまでに公表されたどれよりも、おそらくは真理にもっともちかづいたものであり、……この体系の教養は、あらゆる点において正当であり、また寛大であり、自由でもあるように思われるのである」（注35）と、土地に充当される労働だけが生産的だとする点については狭隘だとしても、諸国民の富を貨幣ではなく消費財としたこと、再生産を最大にするものは完全な自由としたことを評価し、『政治社会の自然的本質的秩序』のなかの叙述、ケネーに対しての賞賛の言葉、世界の3大発明の一つとしての「経済表」についても述べ、この学派の人々が暗黙のうちに、重農主義の始祖ケネーの影響を受けていることを述べてたのち次のように結んでいる。

「それゆえ、優先させたり、あるいは制限したりするいっさいの体系が……完全に撤廃されれば、自然的自由という自明で単純な体系がおのずから確立される。……自然的自由の体系によれば、主権者が注意を払うべき義務はわずかに三つしかなく」（注36）第1は、その社会を他の独立の社会の暴力や侵略から保護する義務、第2は、厳正な司法行政を確立する義務、第3は、公共土木事業および公共施設を建設し維持する義務であるとし、彼が、安価な政府を主張した根拠とされる論述…その主張に対する論点は、次に眺める…を行いこの編を終えている。

つまり、スミスは、社会における人々の経済活動の自由を求めたものであり、人々が自由に働き、平等に交換していた社会、ビーバーの皮と食物を交換していた原始社会への復帰を求めたものではない。

当時の社会が生み出している、自然的自由に対する諸々の弊害、政治的・経済的な制約、具体的には、国家の保護貿易・通商条約政策等の国

家の干渉を取り止めて、「利己心」や「仁愛」に従って人々が自由に経済活動を行うようにすれば、そこに「勤勉」や「節約」が生じて、それがひいては、国家の資本蓄積に繋がるということを言っている。

個々人の利益の追求ということが、公共の利益に繋がる、そのことを「見えない手」の比喩において説いたのである。

しかしながら、「自然的自由の状態」に任せておけば、現実には力の強いものが支配する状態が出現するとして、ヘーゲル（Georg Wilhelm Friedrich Hegel 1770-1831）が、市民社会において福祉を必要とし、また、職業団体を通じた団体の結成が必要であることをと、それが国家の普遍的な立場からの、市民社会の統制を主張したところに繋がることを忘れてはならないであろう。

この事は、現実には我々が生きている社会、日本における諸外国との貿易問題を考えるとき、国内における規制緩和等の問題を考えるとき、非常に参考になるのではないだろうか。

対外的には、例えば、自由貿易の旗印を掲げ、世界をリードしている米国からの市場開放の要求、包括協定（自動車交渉）の物別れに伴う世界貿易機関（WTO）への提訴、経済規模で世界第1位の国と第2位の国との間で貿易戦争が発生するのだろうか。

貿易戦争が発生すれば力の強い国が勝利することは目に見えている。

そこで、いわゆる自然的自由の状態に放置しておく訳には行かない。

何等かの市民社会・国家社会に置ける統制を要することになる。

一方、アジア太平洋経済協力会議（APEC）における、世界規模の多国間自由貿易主義の協定の進捗具合。

国内的には、戦後の中央集権的な体制に対する、各種の規制緩和の問題、あるいは「行政改革に伴う「小さな政府」の問題。

これらの事を、時空を超えて、アダム・スミスに尋ねたとしたらどのような回答が帰ってくるのであろうか。

曰く、「小さな政府」「効率的な政府」のもと、「見えない手」の動きに委ねるべきであると。

7 財政政策……租税論

スミスは、経済学は、人民と主権者との双方を富ますことを意図しているものであると言っていることは、すでに述べたところであるが、経済学の第二の目的、国家すなわち共同社会に、公共の職務を遂行するのに十分な収入を供給するための方策についてはどうであろうか。

「序論および本書の構想」において、スミスは第5編で、主権者または国家の収入について明らかにしたい旨を述べている。

曰く「第1に、主権者または国家の必要諸経費とはどのようなものであるか、それらのうちのどのようなものが全社会の一般的貢納によってどのようなものが特定成員だけの貢納によるべきものであるか、第2に全社会に義務づけられる諸経費をまかなうための方法、また、各方法の主要な利点や難点はどのようなものか、第3に、ほとんどすべての近代政府が収入のある部分について債務契約をむすぶようになった諸理由や諸原因またそういう債務が、社会の実質的富に及ぼした効果について明らかにしたい」（注37）「国家経費論」であり、「国家収入論」である

このことについて、大内兵衛先生は「諸国民の富」解題の中で、ここで論じられた、「国家経費論」と「国家収入論」は、現在の財政学に相当するもので、財政学は、起源的に言えば経済学よりも古く、特にイギリスではウィリアム・ペティの『租税貢納論』がその体系を与えたもの

であること、更にスミスの体系が現在まで受け継がれていることを述べておられる。

以下当時の税に関する、重商主義、重農主義の理論をかいま見ながらスミスの考え方を見て行くこととしたい。

個人の経済生活に対する国家の介入で、最も一般的なものは課税ではなかろうか。

スミス以前の考え方、重商主義者は税金は人々が国家から受ける利益に応じて支払われるべきだとの考え方にたっていた。

例えば、ウィリアム・ペティは、個々の人が「公共の安寧」にあずかる度合いや、そこから得る利益、すなわち「身分と財産に応じて」国家に貢献すべきであるとのべているし、また、デイビッド・ヒュームの場合も、貨幣経済と富の比較的平等な分配が国力に貢献するとし、ペティと同じように恣意的な課税には反対していた。

一方、農業がすべての富の源泉と考えていた、重農主義の場合は、ケネーの経済表に示されている計算で明らかのように、「純正産物」のみが富の増加分であるところから、それが所属する土地所有者が税金を払うべきだと考えていた。

スミスは、国家の為すべき義務は、「国防」「司法」「公共土木事業及び教育」の3つであり、これこそが国家の運営に不可欠でありかつ、民間に委ねておくことができない事柄であるとしている。

スミスが、政府の役割を限定し、いわゆる「安価なる政府」を要求していると言われるところである。その意味では、国家の機能を小さくすることを要求していた、重農主義的な考え方にも似ていたといえる。

その内容について、彼自身の言葉をみていこう。

曰く「主権者の第1の義務、すなわちその社会を他の独立の社会の暴

力や侵略から保護するという義務は、軍事力によってのみはたしうる」（注38）がしかし、このことは、社会の状態・改善のさまざまな時期によって大いに異なり、特に戦争がいつそう複雑なものになるにつれて、それが特権階級の唯一または主要な職業になる必要がある。

しかし、平和な時代に自分の時間の大半を軍事訓練に費やさせる事ができるのは、「国家の英知」によるとし、国家による分業いわば公的分業であり、私的分業の発展の結果として形成された国家が、公共の防衛の為に公的分業としての軍事力の必要性、常備軍の優秀さの歴史的な検証を行い、その必要性を説き、防衛の為に経費は文明が進めば進むほど経費のかかるものとなるから、それは主権者によって維持されざるを得ないものになるとしている。

「主権者の第2の義務、すなわちその社会の各成員を他の各成員の不正または圧制からできるかぎり保護する...義務もまた、.....はなはだしく異なる程度の経費を必要とするのである。」（注39）として、高価で大きな財産の獲得をなす人々の出現にともない、必然的に市民政府の確立が必要となり、この市民社会は一定の服従を前提にしており、服従を自然的にももらす諸原因として、人としての素質・年齢・財産・生まれの優越性の4点を挙げ、「生まれと財産とが、たいていの場合ある人を別の人の上にすえる二つの事情であることは明らかである」（注40）としている。

続いて、司法上の権威は長い間、経費の原因ではなく、収入の源泉であったことの理由を歴史上の事実から説明し、行政事務の増加によって司法権が行政権から分離したことを論じている。

道路、橋、運河等の施設を設置するための経費は、一般的公収入によってまかなわれる必要はなく、通行税その他特別の料金によって調達す

ることが税の徴収方法として、これ以上公平なものを想像することは不可能であるように思われる。とし、また、特殊な場合として、東インド会社の堡壘建設の場合等を挙げ「この部門に対する穏当な租税によってまかなわれるということは、不合理ではないように思われる」（注41）といい、現在の受益者負担的な考え方を示している。

青少年の教育のための諸施設の経費についても、前者と同じように自弁しうるようにすることができ、「学生が教師に支払う授業料または謝礼は、自然にこの種の収入をなしているのである」（注42）とし、寄付財産や国家の一般の収報酬が支払われると、教師は怠惰になると、過去の彼の経験（オックス・フォードの経験）から当時の教師を手厳しく批判している。

結論として、社会を防衛する経費および元首の威厳を維持する経費はいずれもその全社会の一般的利益のために支出されるものであり、司法行政の経費も、疑いもなくその全社会の利益のために支出されたものであり、一般的貢納によってまかなわれてもよいが、教育や宗教上の教化のための諸施設の経費は、一般的貢納によってまかなわれてもよいが、授業料や自発的寄付によるほうがいっそうよいとしている。

いわゆる、スミスの主張は、国の機能を支えるための収入は、国が保有している財産やその他の利益からの収入と、税金であり、税金でまかなうのがよい方法であるといっている。

租税一般については

- 1 あらゆる国家の臣民は、各人の能力にできるだけ比例して、いいかえれば、かれらがそれぞれの国家の保護のもとに享受する収入に比例して、政府を維持するために貢納すべきものである。（公平の原則）
- 2 各個人が支払う義務を負う租税は、確實でなければならない、つま

り恣意的であっては成らない。(確実の原則)

3 あらゆる租税は、貢納者がそれを支払うのにおそらくはもっとも多くの便宜がある時期と方法とにおいて徴収されなければならない。

(便宜の原則)

4 あらゆる租税は、それが人民のポケットからとりだすにしてもポケットのそとにとどめておくにしても、その分が、国庫に納入される分以上になることをできるだけすくなくするように考案されなければならない。(徴税費用最少の原則) (注43)

以上四つの一般原則を説明し、課税の根拠、その配分の問題、徴収の問題等行政技術の問題を検討し、これらが明らかに正義に適うものであり有用なものであるといいきっている。

これらは、租税原則史上に輝く古典といわれているものであり、ワグナーの9原則に、マスグレイブの租税原則に、現代の厚生経済学者の租税原則に、あるいわ我が国の戦後税制の基礎となったシャウプ税制の中に脈々と生き続けている。

特に、第1の公平の原則は、課税の根拠と配分についてのスミス租税思想の原点に立つものであるともいわれている。

以上の4原則によりそれぞれの租税の検証を行ない、土地の地代に対する租税は、当初は公平ではあるが、耕作の改良等により不公平になり土地生産物に対する租税は、見かけは公平なものであるが、農民の利潤を考えない極めて不公平な租税である。

利潤に対する租税、これは資本の蓄積を害する事から不合理であり、労働の賃銀に対する租税は、必ず税額以上に賃銀を引き上げるからよくないとする。

最終的にスミスが租税として良として認めたものは、地代にかかる租

税、奢侈品に対する消費税、官吏の俸給課税についてのみである。

以上スミスの財政政策を租税の面からみてきたところであるが、第5編で、スミスはその国家観を明確にし、国家の為すべき義務は、国防、司法、公共土木事業及び教育、の三点であって、これこそが経済社会の運営に不可欠であり、民間に委ねることが出来ない事項であるとし、これらの事業のための財源を経済の自然法則に反することなく調達することを問題としたのであり、これらについて、一定のルール（市場ルール）が必要なこと、その範囲内において、国家の存在理由があることを主張している。

ここに、スミスが主張したとされる「安価な政府」の根拠を見ることが出来る。しかし、彼はただたんに「安価な政府」を主張したわけではなく、また、ただたんなる夜警国家を主張したのではなく、国家の役割の遂行に必要な財源を有効に調達し、その支出を能率的にすること、いわば、「効率のよい政府」の追及をしているものといえる。

6 アダム・スミス問題

「道徳情操論」と「諸国民の富」という二つの著作が自然法を介してどうつながるかということが十分に理解されずにいたため、19世紀のドイツでは、倫理学者アダム・スミスと経済学者アダム・スミスとは矛盾するのではないかということ、いわゆる『アダム・スミス問題』が盛んに議論された。

個人の利己心に信頼を置く「諸国民の富」よりは、人道的な利他心に信頼を求める「道徳情操論」のほうが、政治経済体制の論拠として評価されたことから、後進的なドイツの政治経済体制に密着する立場からの

「諸国民の富」の批判が行われた。

スミスによれば、人間というものは、どんなに利己的であっても、他人の運命に気を配って、その人達の幸福が自分自身にとってなくてはならないもののように感じさせる何等かの原理があり、それらの原理を同情、同類感情という言葉で説明している。

曰く「われわれは、他人がどんなに感ずるか直接経験するわけにはゆかないから、他人が受ける感動の受け方に関しては、自分がそのその人間と同じ立場に置かれたときにおそらく感ずるにちがいないことを思い浮かべて見るのでなければ、はっきりした知識をもつことができない」（注44）といい、人間は利己的であるが孤立的ではなく、他人の運命に感心を持っており、そのことを同感と同情で説明している。

いわゆる、利他心にもとづく「道德人」である。

一方、「諸国民の富」においては、利己心にもとづく「経済人」が描かれているとして、この間に矛盾があるのではないかと議論が為された。

しかし、ここで重要であると思われるのは、道德人と経済人という皮相な対立に目を奪われるのではなく、はたして利己心だけですべての人が満足のいく社会状態が達せられるのだろうか、あるいは同感だけで社会がうまくいくのだろうか、という点を追及し、そのそこにあるスミスの真意を読みとることであると思われる。（注45）

この問題について、高島善哉教授は、その著・アダムスミスの市民社会体系（岩波書店）のなかで、次のように述べておられている。

スミスが利己心や利他心について語るとき、彼は人間の社会的行為の内的動因として語っているのであって、人間の社会的行為そのものについて語っているのではない。例えばスミスが交換について語るとき、かれはただちに交換本能について語り、資本の蓄積についてかたるときは

ただちに節約本能について語る。

このようにして、われわれは、スミスにおける利己心の意義についてそれが人間性の動かすべからざる一面であるとの表現に目を奪われて、それが具現し、それによって動かされている社会的なものを見失ってはならないのである。スミスの捉らえているものは行為の動機であるよりは、むしろこの動機によって動かされている行為であり、あるいはまたこの行為の世界すなわち経済的社会機構であるといわなければならない（注46）。

では、もう一度その内容について簡単に検討を加えてみよう。

スミスは、「道徳情操論」の中で、人間には利己心があり、人間はそれによって幸福を求めるが、人間がどんなに利己的であっても、その性質の中には他人の運命に気を配って、それらの人達の幸福が自分自身にとってなくてはならないように感じさせる、何等かの原理が存在するといいい、利己のためには、他人の幸福が必要だといっている。

すなわち、人間は利己的ではあるが孤立的ではなく、他人の運命に関心を持っているであり、その関心が同感であり・同情であり、それが道徳の実態であるといいい、同感に道徳的判断の役割を与え、同感に利己的行為の是認の根拠を見出だしている。

一方、「諸国民の富」では、分業の発生の原理を説いて、分業は、人間だけに共通な天賦の性向である交換本能によって生じるものであり、交易し、購買し・交換するという性向が、「利己心」に刺激されて、おのずから分業が成立するといっている。

しかし、人間は利己的ではあるが、孤立的ではない、同感と同情を持っている。それが道徳であり、それが社会の道徳として通用するには、一定の人間の条件・社会的条件が必要となることを説いている。

例えば、人々が相互にその生産物を交易する場合、だれもが、勤勉で質素で、注意深くそれをやり、そういう社会では自然に高い道徳が行われるとしている。

すなわちスミスの場合、「利己心」と「利他心」・「経済人」と「道徳人」は、一方が他方を含み、利己心は利他心のむしろ特殊の場合と理解することができるのではなかろうか、むしろ両者は矛盾ではなく調和なのである。

結び

以上、アダム・スミスの経済思想について、その著「諸国民の富」の中で述べられている、経済成長の基礎を「分業」に求め、「利己心」によって行動する「経済人」の立場と、「道徳情操論」の中で述べられている、「利他心」に行動の原理を求める「道徳人」の立場の関係について、更には、彼の思想の中核とされている「分業論」、経済政策としての「自由主義貿易の主張」、財政政策としての「租税論」について思索を進めてきたところである。

今一度、振り返って見よう。

スミスは、「諸国民の富」の思想的基礎であると言われている、「道徳情操論」の中で、人間とは何であるか、その倫理的価値判断の成立はどのようにして為されるのかという根本的な意義を明らかにするため「同感の原理」「公平な観察者」という概念によって説明をしている。

人間は、利己的ではあるが孤立的ではなく、他人の運命に関心を持っており、その関心が同感であり道徳の実態であるといい、そういう道徳が社会の道徳として通用しそれが実際に広く行われるためには、一定の

人間的条件と一定の社会的条件が必要になるといい、同感に道徳的判断の役割を与え、利己的行為にかかる是認の根拠を見いだしているのである。

加えて、自分自身の行為の是認・否認の原理について「公平な観察者」という概念でもって説明し、我々自身が公平な観察者となるべきことを説いている。

利他心にかかる、道徳人を説いていると言われているところである。

一方、「諸国民の富」では、分業の発生原理を説いて、分業は人間だけに共通な天賦の性向である交換本能によって生じるものであり、交易し、購買し、交換するという性向が「利己心」に刺激されて、自ずから分業が成立し、このような「利己心」をもった経済人が、自分自身の利益を追求していくうちに、社会にとって最も良い方向である、公共の利益が発生することになるといい、このことをあの有名な「見えない手」の比喩で説明しているのである。

従って、利他心にかかる道徳人と、利己心にかかる経済人の主張は決して矛盾するものではなく、一方が他方を含む調和の上に成り立っているものと理解出来る。

それゆえに、人々が、国内においても、国際間においても、一定のルールの下（市場のルール）、自由な経済活動を為すことが大切であり、国家の干渉、国家の活動は最小限にするのが良策であるとする「小さな政府」「自由主義貿易」の主張につながるのではないかと考える。

経済は、分業と競争によって発展し、その競争は、自由に委ねれば「見えない手によって」良い結果が生ずるとしたアダム・スミスの教えは、市場経済への信頼と、発展の結果となって現在も生き続けている。

引用文献一覧

..... 引用文献名.....	(頁) 引用文献名.....	(頁)
(注 1) アダム・スミス語る	26	(注36) 『諸国民の富』 (三)	502
(注 2) 近代社会思想史	200	(注37) "	(一) 94
(注 3) 『諸国民の富』 (五)	100	(注38) "	(四) 5
(注 4) "	100	(注39) "	36
(注 5) 『道德情操論』 上	41	(注40) "	43
(注 6) 『諸国民の富』 (五)	100	(注41) "	74
(注 7) 『道德情操論』 上	62	(注42) "	122
(注 8) "	42	(注43) 『諸国民の富』 (四)	240-242
(注 9) "	253	(注44) 『道德情操論』 上	42
(注10) "	254	(注45) 経済思想	14
(注11) 国富論入門	15	(注46) アダム・スミスの市民社会体系	
(注12) "	17		71
(注13) 『諸国民の富』 (一)	89		
(注14) 経済学史	54		
(注15) 『諸国民の富』 (一)	99		
(注16) "	105		
(注17) "	116		
(注18) 経済学説読本	85		
(注19) 『諸国民の富』 (一)	151		
(注20) "	156		

- (注21) " 163
(注22) " 199
(注23) 『諸国民の富』(三) 5
(注24) " 7
(注25) " 9
(注26) " 30
(注27) " 51
(注28) " 56
(注29) 『諸国民の富』(一)118
(注30) 『諸国民の富』(三) 56
(注31) " 81
(注32) 『諸国民の富』(三)245
(注33) " 455
(注34) " 58
(注35) " 486

参考文献一覧

『諸国民の富』(一)-(五) アダム・スミス著 大内兵衛・松川七郎訳 岩波文庫

1993年11月15日 第21版

『経済学史(四訂)』 出口勇藏著 ミネルヴァ書房

1965年2月10日 第1版

「アダム・スミス語る」水田洋・杉山忠平編 ミネルヴァ書房

1993年11月15日 第1版

「道徳情操論」上・下 アダム・スミス著 米林富男訳 未来社刊

1992年9月30日 第11版

「アダム・スミスの市民社会体系」高島善哉著 岩波書店

1994年9月8日 第4版

「スミス国富論入門」星野彰男・和田重司・山崎怜著 有斐閣新書

1977年11月15日 第1版

「経済学説読本」J・W・マコーリ著 石塚雅彦訳 日本経済新聞社

1983年8月12日 1版

「経済学の歴史」J・K・ガブリエル著 鈴木哲太郎 都留重人訳

1988年12月16日 第11版

「経済思想」市民社会の変容－ (放送大学教材)

「経済学史講義」宮崎犀一・上野格・和田重司編 新評論

1986年1月15日 第2版

「経済学大辞典」東洋経済新報社 1984年6月25日 第5版

あとがき

経済学を理解するためには、経済学の歴史を知らなくてはならない。

現在の複雑な経済社会を理解するためには、断片的な知識ではなく、社会事象を、経済・財政政策の根本をなす思想・哲学を体系的に捕らえることのできる人物・対象を更に、経済学を学んだ学生としては、学んだことのすべてを結集した「興味の持てる課題」ということで、アダム・スミスを選び卒業研究に当たったところである。

しかし、依然その道は遠し。

当初は、兼好法師ならず、ひとり燈火のもとに文をひろげて、見ぬ世の人を友とするぞ、こよなう慰むわざなる。の気持で参考文献をひろげ古の人々との対話に共感を親しみを見出だしていたところである。

がしかし、歩を進めるにしたがい、文献をひもとくにしたが、その内容の広さ・深さ、さながら「森」に入りて「木」を見ず、「木」を見て「森」を知らずの感がして、まさに暗中模索の日々、興味はあれど筆は進まずの毎日であった。

加えて、J・K・ガルブレイスのドグマ「『国富論』は膨大でまとまりのない論述である。面白い箇所が多く、見事な散文で書かれている。しかしそれは、『聖書』及びマルクスの『資本論』と並んで……… 3冊の本のうちの一つとなっている。」（経済学の歴史 p89）に悩まされながら、更には、能力の問題、特に語学・原書を読解ができなかったこ

と、常に時間との戦い追われたことなどもあり、決して満足のいく「卒業研究」にはならなかったとの反省をしている。

幸いなことに、学生に、貴重な時間を割いて泊まりがけの学習指導という機会を与えていただき、また、拙い草稿に懇切丁寧な添削をしていただいた、坂井助教授の親身なご指導があり、そのお陰でようやく樹海を抜け出し「卒業研究」を終えることができた。

ここに、坂井助教授の、親身なるご指導に対し感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。